

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成25年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成26年3月10日(月) 午後2時～3時10分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：川島会長、細谷副会長、加園(和)委員、加園(光)委員、佐々木委員、高橋委員、永井委員、乃一委員、福本委員 欠 席 者：荻原委員 事 務 局：文書情報課長、文書情報課主査(法規担当グループ)、文書情報課主任(法規担当グループ) 実施機関：地域福祉課長、地域福祉課主査(地域福祉グループ)、障害福祉課長、障害福祉課主査(援護第二グループ)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (8) その他
議 題	議題(1) 臨時福祉給付金支給事務における本人以外のものからの個人情報の収集並びに保有個人情報の目的外利用及び外部提供について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)：可とする。 議題(2)：議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局等)	○ 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について (4) 個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について (5) 保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について (6) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (7) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について ○ 始めに、報告事項についてですが、異議がなければ、報告事項(1)から報告事項(7)までを一括での報告とさせていただきますよろしいですか。 ○ はい。 ○ では、報告事項(1)から報告事項(7)まで、事務局に報告を求めます。 【説明要旨】 ● 報告事項(1)から報告事項(7)まで、一括して報告します。

まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」です。

会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。

この表は、平成26年2月28日までに市長に報告されている個人情報取扱業務について、部署ごとの件数をまとめたものです。

この件数は、この後、報告事項(2)から(4)までで報告させていただく個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出を反映した件数となっております。

2ページの下合計欄を御覧ください。2月28日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数ですが、市長から議長までの実施機関の合計で、584件となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の3ページ及び報告資料としている冊子の5ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始の届出については、「乗合タクシー実証実験運行利用者登録業務」ほか31件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。傾向としては、「新青梅街道沿道地区まちづくり協議会」等の会議の運営に関する業務の届出が多く見られます。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の5ページから15ページまでのとおりです。

次に、報告事項(3)「個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の4ページ及び報告資料の19ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の変更の届出については、「武蔵村山市家具転倒防止器具助成事業業務」ほか17件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。傾向としては、教育委員会の組織改正による個人情報の管理責任者及び個人情報を取り扱う組織の名称を変更したことによる届出が多く見られます。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の19ページから28ページまでのとおりです。

次に、報告事項(4)「個人情報を取り扱う業務の廃止の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の5ページ及び報告資料の31ページを御覧ください。

条例第6条第2項の規定による個人情報を取り扱う業務の廃止の届出については、「妊娠届の受付及び母子手帳の交付事務」ほか18件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。傾向としては、業務を整理・統合したことによる届出が多く見られます。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の31ページから40ページまでのとおりです。

次に、報告事項(5)「保有個人情報の利用状況の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の6ページ及び報告資料の43ページを御覧ください。

条例第6条第3項の規定による個人情報の利用状況の届出については、「各種団体役員名簿管理業務」ほか530件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の43ページから98

ページまでのとおりです。

次に、報告事項(6)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の7ページ及び報告資料の101ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の目的外利用の届出については、「国民健康保険税賦課業務」による「住民基本台帳事務」の保有個人情報の目的外利用ほか17件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。本日、報告する届出については、市民部保険年金課並びに課税課が個人情報の目的外利用により行った業務に関する届出となっています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の101ページから108ページまでのとおりです。

最後に、報告事項(7)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の8ページ及び報告資料の111ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の外部提供の届出については、「住民基本台帳事務、戸籍事務」ほか256件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。傾向としては、警察署、税務署及び地方公共団体への外部提供の届出が多く見られます。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の111ページから201ページまでのとおりです。

【主な意見等】

- 事務局の報告について、何か意見、質問はありますか。
- 特にありません。

議題

- (1) 臨時福祉給付金支給事務における本人以外のものからの個人情報の収集並びに保有個人情報の目的外利用及び外部提供について

【説明要旨】

- 会議次第の10ページ並びに資料1「臨時福祉給付金支給事務について」及び資料2「児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金の支給関係事務の特例について」を御覧ください。

御案内のとおり、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給することとなりました。この臨時福祉給付金については、原則として住民基本台帳に記録されている市区町村から支給しますが、施設入所等児童等については、当該児童等が入所等している施設等の市区町村から支給される特例措置が講じられることから、全国の自治体と連絡調整を図り、適切に支給対象者を把握する必要があります。

この連絡調整に当たっては、青森市に施設入所等児童等の情報を提供し、また、本市に住民票がある児童等の情報並びに本市に所在する施設等に入所等している児童等の情報を他の自治体から提供してもらうことにより、本市において臨時福祉給付金を支給する児童等の把握をしていきたいと考えています。

諮問の事項としては、都道府県及び他の市区町村が保有する個人情報についての本人以外のものからの個人情報の収集及びこの本人以外収集をした際の本人への通知の省略並びに障害福祉課が保有する個人情報の目的外利用及びこの目的外利用をする際の本人への事前通知の

省略並びに地域福祉課が保有する個人情報の外部提供及びこの外部提供をする際の本人への事前通知の省略となります。

詳細については、地域福祉課から説明します。

- それでは、資料1の1ページ及び2ページを御覧ください。

臨時福祉給付金については、先程事務局からの説明にもありましたが、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として実施するものであり、実施主体は、市区町村となります。

なお、市区町村が行う事務に係る経費については、国の補助金により全額を賄うこととなっています。

次に、支給対象者は、基準日である平成26年1月1日に市区町村の住民基本台帳に記録されている方で、平成26年度分の市町村民税が課税されていない方又は市町村民税が免除されている方となりますが、市町村民税が課税されている方の扶養親族等は除かれます。また、生活保護制度の被保護者、中国残留邦人等に対する支援給付の受給者、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者及びハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者については、支給対象者とはなりません。

次に、支給額については、1人につき1万円となっています。また、支給対象者のうち、老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者等の年金受給者、児童扶養手当の受給者、特別児童扶養手当の受給者、特別障害者手当の受給者、障害児福祉手当の受給者、経過的福祉手当の受給者、原爆被爆者諸手当の受給者、毒ガス障害者対策手当の受給者、ガス障害者対策手当の受給者、予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者については、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、5千円が加算されます。

次に、本市の支給対象者数については、約26,000人を見込んでおり、このうち約8,300人は加算措置の対象者になると想定しています。

次に、臨時福祉給付金の申請については、郵送又は窓口において申請書を提出することが基本となります。申請書の送付時期や受付開始時期については、現在検討中ですが、申請受付については、平成26年度分の市町村民税が確定するなど、支給を開始する体制が整い次第、速やかに開始する予定です。また、申請受付期限については、申請受付開始日から3か月間とすることを基本とし、自治体の規模等を考慮し、最大で6か月間まで設定できることになっています。申請期間等については、決定次第、市報等で周知を図る予定です。

次に、支給事務の特例について説明します。

まず、DV被害者については、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす場合には、配偶者の扶養親族等になっていないものとみなし、さらに、住民基本台帳の記録がない場合であっても、現在住んでいる市区町村から支給します。

次に、住民基本台帳に記録がない者については、基準日の翌日以降であっても、除票となっている住民登録を復活すれば、給付の対象となります。

最後に、児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金について

は、住民基本台帳の記録が、当該児童等が入所等している施設等の所在市区町村になかった場合であっても、当該市区町村から支給することになります。

次に、支給審査の流れについて説明させていただきます。3ページを御覧ください。

申請者から申請書の提出を受けたら、その申請者の住民基本台帳の記録、生活保護の受給情報及び税情報により、支給対象者としての要件を確認します。支給要件に該当した方は、さらに、加算措置の要件に該当するかどうかを確認し、全ての確認作業が終わったら、臨時福祉給付金を申請者本人名義の口座に振り込みます。振込が完了した者については、支給決定済台帳に登録し、管理することとなります。

次に、児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金の支給関係事務の特例について説明します。資料2を御覧ください。

児童福祉施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金については、当該児童等の住民票が入所等している施設等の所在市区町村に移っていない場合であっても、住民票がある市区町村ではなく、施設等がある市区町村から支給する特例措置が講じられます。

申請については、本人による申請ではなく、施設職員による代理申請を基本とし、児童等の保護者から代理申請があった場合でも、保護者には支給しません。

次に、児童福祉施設入所等児童等の定義についてですが、基準日以降、資料2の2の(1)から(6)までの施設等に入所等している18歳未満の児童及び20歳未満の児童以外の者となっています。

これらの施設については、施設の種別ごとに措置等する自治体が決まっており、本市において措置等するのは、障害者支援施設又はのぞみの園及び母子生活支援施設であり、3月7日時点で措置しているのは、青森市内の障害者支援施設に入所した1人となっています。

次に、自治体間で行う連絡調整についてですが、児童福祉施設入所等児童等については、入所等している施設等の所在市区町村において支給することから、当該児童等の施設入所等に係る委託、措置、支給決定等を行った措置等自治体、住民票所在市区町村及び施設所在市区町村間で所定の様式により連絡調整を行う必要があります。

措置等自治体と住民票所在市区町村との連絡調整で必要となる個人情報及び措置等自治体と施設所在市区町村との連絡調整で必要となる個人情報については、資料2の3の(1)及び(2)に記載のとおりです。

次に、2ページ及び3ページを御覧ください。

パターン1は、本市が措置等自治体として連絡調整を行う場合の事務の流れを示したものです。

措置等自治体である本市から、児童が入所している障害者支援施設の所在市である青森市へ当該児童に係る個人情報を外部提供する必要があります。この場合、当該児童を措置等した障害福祉課が保有する個人情報を目的外利用により地域福祉課が提供を受け、青森市へ外部提供することになります。

次に、パターン2は、本市が住民票所在市区町村として連絡調整を行う場合の事務の流れを示したものです。

他の自治体が措置等をし、他の市区町村に所在する施設等に入所等している児童等の住民票が本市にある場合については、措置等をした自治体から当該児童等の個人情報を収集し、本市では、当該児童等を支給対象者リストから外すこととなります。

最後に、パターン3は、本市が施設所在市区町村として連絡調整を

行う場合の事務の流れを示したものです。

本市には、障害児入所施設及び障害者入所施設がそれぞれ1つずつありますので、他の自治体が措置等をし、これらの施設に入所している児童等がいる場合には、本市の支給対象者リストに当該児童等を加え、本市から支給することになります。このため、措置等をした他の自治体から本人以外収集をすることになります。

なお、この連絡調整については、全国で統一の連絡調整期間が設けられており、3月7日までに入所等した児童等の情報を3月10日から同月20日までの間で連絡調整をすることとなっていますので、審議会です承が得られれば、早急に連絡調整を図っていきたいと考えております。

【主な意見等】

- 説明が終了しましたので、委員に諮ります。意見、質問を出していただき、必要があれば担当課に説明を求め、最終的に意見を集約していきます。
- 本人以外のものから収集する個人情報の記録項目の中に施設所在地とありますが、施設所在地も個人情報に該当するのですか。
- 施設所在地は、現在住んでいる住所を表すことになるため、個人情報に該当すると考えています。
- 施設の名称も本人以外のものから収集するのですか。
- 施設の名称は収集しません。
- 青森市への個人情報の外部提供を付議していますが、今後、青森市以外の自治体に外部提供をするときは、改めて付議するというのですか。
- 臨時福祉給付金に関する事務については、まだ不確定な部分が多いことから、現時点で外部提供することが確定している青森市についてのみ、付議をさせていただきました。
今後、新たに外部提供が必要となれば、改めて付議させていただきます。
- 申請期限は、申請受付開始日から3か月を基本とし、市の規模等を考慮して6か月まで設定できるということですが、具体的にはいつから申請受付を開始する予定ですか。
- まだ具体的に決まっていませんが、平成26年度分の市町村民税に係る所得情報の把握など、体制が整い次第、開始します。
- 申請期間を3か月にするか6か月にするかは決まっていますか。
- まだ検討中ですが、まず3か月に設定し、申請者数が少ないようであれば、最大で6か月まで延長していきたいと考えています。
- 平成26年1月1日が基準日ということは、3月10日に施設に入所した児童は、この特例措置の対象外になりますか。
- 入所が基準日以降であっても、入所している施設の所在市区町村から支給されます。
- 先程、支給対象者の推計が約26,000人ということですが、本市の人口が約70,000人であることを考えると、多いように思えるのですが、いかがですか。
- 国から示された基準に従って平成24年度の課税状況から推計すると、約26,000人になりました。
全国的に見ると、人口の約2割が支給対象者になるようですが、本市では約4割が支給対象者になるので、人口に対する割合は高いようです。
- 老人ホームに入居している方など、自分で申請ができない方への対

	<p>応はどうなりますか。</p> <ul style="list-style-type: none">● 自分で申請できない方は、法定代理人や施設職員による代理申請を認めます。しかし、この場合でも、臨時福祉給付金は本人名義の口座に振り込みます。○ 代理申請がされた場合でも、確実に本人に支給されるよう事務を進めていただきたい。 <p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 議題(1)について、本人以外のものからの個人情報の収集及び目的外利用等を可とします。 <p>議題 (2) その他</p> <ul style="list-style-type: none">● 特にありません。 <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
-------------	--

傍聴者： 0 人

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	総務部 文書情報課 (内線：385)
-------	--------------------